

## 大分大学における不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する具体的事項について

大分大学における障害を理由とする不当な差別的取扱い及び障害者に対する合理的配慮の具体的事項は、以下のとおりです。

### 第1 大学における具体的事項

#### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害を理由とする不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別具体的な状況等に応じて総合的及び客観的に検討を行った上で判断されることとなりますが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりとします。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意する必要があります。

- 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク等の情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

#### 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

障害者に対する合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、障害者の性別、年齢、障害の状況等、その状況に応じて個別に実施される措置ですが、具体例は、次のとおりとします。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する必要があります。

##### (物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。

(意思疎通の配慮)

- 授業や実習，研修，行事等のさまざまな機会において，手話通訳，ノートテイク，パソコンノートテイク，補聴システム等の情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために，必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう，学生等の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で，ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し，事前に一読したり，読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続の際に，教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生等で，視覚情報が優位な者に対し，手続や申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に，より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に，指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に，発言しやすいような配慮をしたり，テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験，または授業関係の注意事項や指示を，口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入学試験や定期試験において，個々の学生等の障害特性に応じて，試験時間を延長したり，別室受験や支援機器の利用，点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において，本来の教育目標と照らし合わせ，公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立入りを禁止している施設等において，介助者等の立入りを認めること。
- 大学行事や講演，講習，研修等において，適宜休憩を取ることを認めたり，休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生等に配慮し，車両乗降場所を教室の出入口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において，合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習，病棟実習等の実習授業において，事前に実習施設の見学を行うことや，通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 外国語のリスニングが難しい学生等について，リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生等が参加している実験・実習等において，特別にティーチング・アシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中，ノートを取ることが難しい学生等に，板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し，教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生等に，サングラス，イヤーマフ，ノイズキャンセリングヘッドフォン等の着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして，レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに，期限の延長を認めること。
- 教室内で，講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 履修登録の際，履修制限の係る可能性のある選択科目において，機能障害による制約を受けにくい授

業を確実に履修できるようにすること。

- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続を認めること。

## 第2 附属学校園における具体的事項

### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害を理由とする不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別具体的な状況等に応じて総合的及び客観的に検討を行った上で判断されることとなりますが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりとします。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意する必要があります。

- 障害があることを理由に入園・入学選考を拒否すること。
- 障害があることを理由に入園・入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に保育・学修指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会等への出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。

### 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

障害者に対する合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりとします。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する必要があります。

(物理的環境への配慮)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の幼児、児童、生徒等と同様に利用できるように改善すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、保育・授業中、頻回に離席の必要がある幼児、児童、生徒等について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある幼児、児童、生徒等が参加している保育・授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。

(意思疎通の配慮)

- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す幼児、児童、生徒等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時

間を与えること。

- 事務手続の際に、教職員や支援者が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある幼児、児童、生徒等で、視覚情報が優位な者に対し、手続や申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入園・入学選考に係る検査・面談・調査又は保育・授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 入園・入学選考に係る検査・面談・調査等において、個々の幼児、児童、生徒等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立入りを禁止している施設・期間等において、介助者等の立入りを認めること。
- 学校行事等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある幼児、児童、生徒等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入口に近い場所へ変更すること。
- 外国語のリスニングが難しい児童・生徒等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある児童・生徒等が参加している実験・実習等において、特別にティーチング・アシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい児童・生徒等に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援者を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある幼児、児童、生徒等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、宿題等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 保育室・教室内で、教師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる幼児、児童、生徒等に対して、補習を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること。
- 保育・授業出席に介助者が必要な場合には、介助者の入室を認めること。
- 肢体不自由のある幼児、児童、生徒等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続を認めること。

### 第3 附属病院における具体的事項

#### 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害を理由とする不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別具体的な状況等に応じて総合的及び客観的に検討を行った上で判断されることとなりますが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりとします。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意する必要があります。

- サービスの提供を拒否すること。
  - ・人的体制，設備体制が整っており，対応可能であるにもかかわらず，障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。
  - ・身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること。
- サービスの提供を制限すること（場所・時間帯などの制限）。
  - ・正当な理由なく，診察などを後回しにすることや，サービス提供時間を限定すること。
  - ・正当な理由なく，診察室や病室の制限を行うこと。
  - ・医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと。
- サービスの提供に際し条件を付すこと（障害のない者には付さない条件を付すこと。）。
  - ・正当な理由なく，保護者や介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること。
- サービスの提供に当たり，他の者とは異なる取扱いをすること。
  - ・正当な理由なく，本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行うこと。
  - ・正当な理由なく，病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること。
  - ・本人を無視して，介助者や付き添い者のみに話しかけること。
  - ・大人の患者に対して，幼児の言葉で接すること。
  - ・わずらわしそうな態度や，患者を傷つけるような言葉をかけること。
  - ・診療等に当たり，患者の身体への丁寧な扱いを怠ること。

## 2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例

障害者に対する合理的配慮は，障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化，必要な人材の配置，情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として，障害者の性別，年齢，障害の状況等，その状況に応じて個別に実施される措置ですが，具体例は，次のとおりとします。

なお，次に掲げる具体例については，過重な負担が存在しないことを前提とし，また，次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意する必要があります。

- 基準・手順の柔軟な変更
  - ・障害の特性に応じて施設のルール，慣行を柔軟に変更すること（診察等で待つ場合，患者が待ちやすい近くの場所で待っていただく，順番が来たら電話で呼び込む等）。
- 物理的環境への配慮
  - ・施設内の段差にスロープを渡すこと。
  - ・エレベーターがない施設の上下階に移動する際，マンパワーで移動をサポートすること。
- 補助器具・サービスの提供
  - <情報提供等についての配慮や工夫>
    - ・説明文書の点字版，拡大文字版，テキストデータ，音声データの提供
    - ・身振り，手話，要約筆記，筆談，図解，ふりがな付文書を使用する等，わかりやすい説明を行うこと。
    - ・電子メール，ホームページ，ファックス等多様な媒体で情報提供，予約受付及び案内を行うこと。
  - <建物や設備についての配慮や工夫>
    - ・電光表示板，磁気誘導ループ等の補聴装置の設置，音声ガイドの設置等，配慮や工夫を行うこと。
    - ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること。
    - ・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと（息でナースコールができるマルチケアコール，機能障害者用押しボタン等）。
  - <職員等とのコミュニケーションや情報のやりとり，サービス提供についての配慮や工夫>
    - ・施設内放送を文字化したり，電光表示板で表示したりすること。
    - ・必要に応じて，手話通訳や要約筆記者を配置すること。
    - ・声がよく聞こえるように，また，口の動きや表情を読めるようマスクを外して話をする事。
    - ・ICT（コンピューター等の情報通信技術）を活用したコミュニケーション機器（音声を文字変換す

る、表示された絵などを選択することができる機器等)を設置すること。

<職員同士での連絡手段の工夫>

- ・外見上、障害者であると分かりづらい患者（難聴者等）の受付票にその旨がわかる連絡カードなどを添付する等、スタッフ間の連絡体制を工夫すること。
- ・診療の予約時などに、患者から申出があった自身の障害特性等の情報を、スタッフ間で事前に共有すること。

○バリアフリーに関する整備の例

- ・施設内の段差を解消することや、スロープを設置すること。
- ・トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にすること。
- ・床をすべりにくくすること。
- ・階段や表示を見やすく明瞭にすること。
- ・車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること。